

第1章 計画策定にあたって

1 策定の目的

本市では、平成24年（2012年）6月に「刈谷市都市交通戦略」、平成29年（2017年）3月に「刈谷市立地適正化計画」を策定し、地域交通の再編とコンパクトなまちづくりとの連携による「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク（機能集約型都市構造）」の実現に向けた取組を推進してきました。

一方、高齢化の進行や公共交通の担い手不足など公共交通を取り巻く環境が大きく変化していることから、将来的な公共交通サービスの維持・確保に向けた対策が求められています。

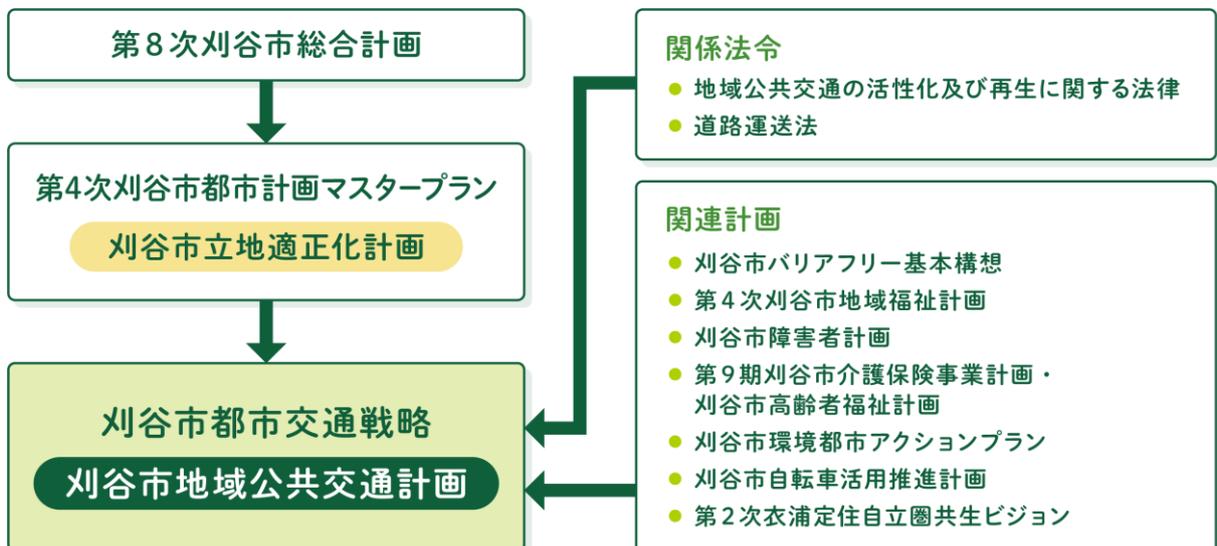
本市では、既存の交通サービスである鉄道やバス、タクシーなどを最大限に活用し、市民・来訪者の移動ニーズに応じた多様な輸送手段を検討した上で、持続可能な公共交通サービスの確保に向けた取組を推進するために「刈谷市地域公共交通計画」（以下「本計画」という。）を策定します。



資料：地域公共交通計画等の作成と運用の手引き 第2版（令和3年（2021年）3月）国土交通省

2 計画の位置づけ

本計画は、第8次刈谷市総合計画、第4次刈谷市都市計画マスタープラン及び刈谷市立地適正化計画を上位計画、刈谷市都市交通戦略を同等計画と位置づけ、関連計画と連携・整合を図りながら、策定するものです。



3 計画の区域

本計画は、刈谷市全域を対象とします。なお、市民の生活における移動を考慮し、周辺市町との広域連携も含めます。



4 計画の期間

本計画は令和6年（2024年）を基準年次とし、目標年次を令和15年（2033年）とします。なお、計画策定後は、毎年、施策の実施状況についての調査を行い、5年後には目標の見直しを行うこととし、必要に応じて、中間改定を行うものとします。

	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033
第8次刈谷市総合計画 (R5.3)	2023～2032（基本構想2042年）										
第4次刈谷市都市計画 マスタープラン(R5.3)	2023～2032										
刈谷市立地適正化計画 (H30.6)	2018～2040										
刈谷市都市交通戦略 (H24.6)	2012～2030										
刈谷市地域公共交通計画 (R6.3)	2024～2033										